

(修正後) 特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会  
福祉サービス第三者評価審査委員会設置規程

20.08..26

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会福祉サービス第三者評価事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第5条の規定に基づき設置する福祉サービス第三者評価審査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、次の職務を行う。

- (1) 評価調査者による評価結果について審査を行うこと。
- (2) 評価結果に対する事業者の意見申立ての調整に関すること。
- (3) 福祉サービス第三者評価事業の企画立案に関すること。
- (4) サービス向上に資するための評価結果の総合的な分析及び研究に関すること。
- (5) その他、委員会の目的達成に必要なこと

(委員構成)

第3条 委員会の委員は4名とし、学識経験者及び社会福祉事業経営者、従業者、一般市民・利用者等で構成するものとし、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会(以下「研究会」という。)理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名を置き、学識経験者の中から選任する。

2 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、研究会理事長が召集する。

(委員の守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年3月5日より施行する。

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会  
福祉サービス第三者評価審査委員会設置規程

(修正前)

20.7.24

(目的)

第7条 この規程は、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会福祉サービス第三者評価事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第5条の規定に基づき設置する福祉サービス第三者評価審査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、次の職務を行う。

- (4) 評価調査者による評価結果について審査を行うこと。
- (5) 評価結果に対する事業者の意見申立ての調整に関すること。
- (6) 福祉サービス第三者評価事業の企画立案に関すること。
- (4) サービス向上に資するための評価結果の総合的な分析及び研究に関すること。
- (5) その他、委員会の目的達成に必要なこと

(委員構成)

第9条 委員会の委員は4名とし、次の各号の定めにより特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会(以下「研究会」という。)理事長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業経営者又は従業者 1名
- (2) 福祉、医療、法律、経営等の学識経験者 2名
- (3) 福祉サービスの利用者又は一般市民 1名

(任期)

第10条委員の任期は、2年とする。再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の氏名等の公表)

第11条委員の氏名、所属及び役職について公表するものとする。

(委員長等)

第12条委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、学識経験者の中から互選により選任する。

2 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第13条委員会の会議は、研究会理事長が召集する。

2 委員会の会議は、過半数の委員の出席がなければこれを開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年 月 日より施行する。